



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 二

(住宅課)

○埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則 (教委・総務課) 二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 二

(南部振興)

○桶川都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 二

(みどり再生推進室)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 三

(社会福祉課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 () 四

()

○生活保護法及び中国残留邦人等 (河川砂防課) 一〇

(河川砂防課)

○滑川町月輪土地区画整理組合の定款の変更認可 (市街地整備課) 一〇

(市街地整備課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一〇

(建築指導課)

○県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更 (北本県土) 一一

(北本県土)

○県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始 () 一一

()

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一二

(東松山県土)

○県道蓮田白岡久喜線の供用の開始 (杉戸県土) 一二

(杉戸県土)

○循環器・呼吸器病センター全身コンピュータ断層装置(X線C T装置)一式の購入に関する一般競争入札公告 (経営管理課) 一二

(経営管理課)

○小児医療センター全身コンピュータ断層装置(X線C T装置)一式の購入に関する一般競争入札公告 () 一四

()

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一六

(教委・総務課)

○駐車監視員資格者講習の実施 (交通指導課) 一六

(交通指導課)

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 一七

(選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 一七

()

(選管委) 一八

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 一九

()

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 二〇

()

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 二一

()

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 二二

()

○平成二十年度埼玉県労働委員会あつせん員候補者の氏名等の公示 (審査調整課) 二二

(審査調整課)

雑報

○埼玉県環境影響評価技術審議会の開催 (温暖化対策課) 二三

(温暖化対策課)

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

| | | | | |
|-------------------------------|----|---|--------------------|-----|
| 別表一九の項中 三七・三一から 六二・三四まで | 四二 | を | 三六・八〇から 六二・三四まで | 一八〇 |
|-------------------------------|----|---|--------------------|-----|

に改め、同表二五六の項中「大字岩井」を「中央一丁目」に改め、同表二五七の項中「大字長瀬」を「南台五丁目」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。ただし、別表二五六の項及び二五七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第二十九号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十号中「市町村支援部参事」の下に「次条第二十五号に規定する者を除く。」を加える。

第十四条第二十五号中「全国生涯学習フェスティバル推進室長、」を「市町村支援部参事(第二十一回全国生涯学習フェスティバルの開催に関する事項を処理する者に限る。)、全国生涯学習フェスティバル推進室長、」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

来るクリーンエコロジーをつくる会

三 代表者の氏名

竹野 眞琴

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市笹目六丁目十三番十一号

五

定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、健康者を問わず、すべての人々に対し、もろのづくり等を通じ、雇用機会の拡充、職業能力の開発事業を行い、自立と自主性を確立し、積極的に社会に参加、貢献できるように支援することにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安心な生活が出

埼玉県告示第四百五十七号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該推進室において縦覧に供する。
 該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。
 平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十条 指定医療機関)

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
 平成二十年十月三十一日
 埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 開設者名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------|----------------|--------------------------|-------------|
| いしい内科クリニック | 石井 宏幸 | 川口市上青木六―二―一九 | 平成二十年十月二日 |
| すずきクリニック | 鈴木 裕之 | 深谷市本住町一三―一―二 | 平成二十年十月一日 |
| くりはら内科クリニック | 青木 宏 | 新座市栗原三―一〇―二二 | 平成二十年九月八日 |
| 牧田産婦人科医院 | 牧田 和也 | 新座市あたご三―三―一七 | 平成二十年九月二十四日 |
| なかむら眼科 | 中村 敏夫 | ふじみ野市駒林三八〇T・A・Y PRIDEビルF | 平成二十年九月一日 |
| 関根内科外科医院 | 関根 武彦 | 児玉郡神川町新里二二―一―一 | 平成二十年十月一日 |
| 大井歯科医院 | 大井 了 | 鴻巣市本町三―一〇―一〇 | 平成十九年四月一日 |
| けんとう歯科 | 高島 健人 | ふじみ野市鶴ヶ岡五―一―一八 | 平成二十年七月十八日 |
| あねとすホームケア診療所 | 医療法人好文会 | 深谷市人見一九七五 | 平成二十年十月二日 |
| こぐま薬局 | 有限会社タウンメディアカル | 川口市朝日一―一〇―二一 ベルシュ朝日F | 平成二十年九月一日 |
| 鈴木薬局幸町店 | 株式会社鈴木薬局 | 川口市幸町三―八―七 | 平成二十年九月一日 |
| 川口本町薬局 | 久谷 和彦 | 川口市本町三―三―二三 | 平成二十年十月二日 |
| なかまち薬局 | 埼玉スカイテック株式会社 | 深谷市仲町二―一―四一 | 平成二十年十月一日 |
| ジャスコレイクタウン店薬局 | イオンリテール株式会社 | 越谷市東町二―八 | 平成二十年九月十九日 |
| みやこ薬局越谷駅前店 | 株式会社サイファ企画 | 越谷市越ヶ谷一―一―三五吾山ビルII F | 平成二十年十月一日 |
| 富士薬局戸田駅前店 | コア・ファーマシー株式会社 | 戸田市新曾三三〇―一―二〇二 | 平成二十年十月一日 |
| お茶の花薬局 | 株式会社ティーズプランニング | 入間市野田九三五―一― | 平成二十年九月一日 |
| オレンジ薬局 | 株式会社JAM | 幸手市幸手一五一―三 | 平成二十年十月三日 |

二 指定施術者

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|-------------|------------------|-----------|
| く | る | み | 薬 | 局 | 有限会社くるみ調剤薬局 | 幸手市上高野一九六五―一 | 平成二十年九月一日 |
| う | れ | し | 野 | 薬 | 局 | 奥山 雅裕 | 平成二十年九月一日 |
| | | | | | | ふじみ野市うれし野一―五―三―B | |

| 氏名 | 住所 | 施設 | | | 指定年月日 |
|--------|----|--------------|-----------------------------|-------------|-------|
| | | 名称 | 所在地 | 所在地 | |
| 若林 俊真 | | オレンジ接骨院 | 熊谷市石原一〇六四―四 | 平成二十年十月一日 | |
| 吉野 英之 | | かみしば接骨院 | 深谷市上柴町東七―二―一 | 平成二十年九月二十六日 | |
| 坂本 潤一 | | げんき堂接骨院 | 川口市前川一―一―イオンモール川口キャラニF | 平成二十年七月十三日 | |
| 倉田 和幸 | | いつき整骨院 | 春日部市大倉四九六―三三 | 平成二十年九月十九日 | |
| 吉井 章浩 | | 吉井鍼灸接骨院 | 蕨市塚越五―四〇―一〇 | 平成二十年九月三日 | |
| 大嶋 伸雄 | | 南大塚駅前接骨院 | 川越市南台三―一―二―三 | 平成二十年八月二十九日 | |
| 尾崎 貴之 | | 共栄接骨院の場院 | 川越市南台二―三〇―一―一〇三 | 平成二十年十月十日 | |
| 高田 通子 | | レイス治療院 | さいたま市大宮区桜木町二―三九サンシャット大宮三〇三号 | 平成二十年七月一日 | |
| 内山 英二 | | 株式会社東京在宅サービス | 東京都新宿区新宿一―五―四 YKBマイクガーデン二〇一 | 平成二十年九月二十九日 | |
| 並木 奈津子 | | 並木治療院 | 入間市南峯四二五 | 平成二十年十月三日 | |

埼玉県告示第千四百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年十月三十一日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田清司

二 指定施術者

| 氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|------|----------|----------|
| 黒沢 薬局 | 名称 | 黒沢薬局長崎屋店 | 黒沢薬局北鴻巣店 |

| 氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|------|----------------|---------------------------|
| 鈴木 秀雄 | 所在地 | 北本市緑二―二三二 | 北本市朝日二―二三八 ワコーレRGAネックス |
| 岡崎 世人 | 所在地 | ふじみ野市上福岡五―六一―四 | ふじみ野市上福岡五―四―二二 |

埼玉県告示第四百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------|-------------|
| 大井歯科医院 | 鴻巣市本町三二一〇一〇 | 平成十九年三月三十一日 |
| みやこ薬局 | 越谷市越ヶ谷二二一四ノ宮 | 平成二十年九月三十日 |
| 越谷駅前店 | ビル一階 | 平成二十年九月三十日 |
| くるみ薬局 | 幸手市上高野一九七七一一 | 平成二十年八月三十一日 |

埼玉県告示第四百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

| | | |
|-----------|---------------|-------------|
| 川口本町薬局 | 川口市本町三三一一三 | 平成二十年九月三十日 |
| 牧田産婦人科医院 | 新座市あたぎ三三一一七 | 平成二十年三月三十一日 |
| 鈴木薬局幸町店 | 川口市幸町三二七二〇 | 平成二十年八月三十一日 |
| コスモス調剤薬局 | 坂戸市八幡一一一五三 | 平成二十年九月三十日 |
| お茶の花薬局 | 入間市野田九三五一一 | 平成二十年八月三十一日 |
| 医療法人社団幸栄会 | 幸手市栄三一五一一〇二 | 平成二十年九月三十日 |
| 滝川医院 | 鳩ヶ谷市坂下町二一一二五メ | 平成二十年八月三十一日 |
| 杉本皮膚科医院 | ゾンイズミ一F | 平成二十年八月三十一日 |

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------------------|------------------------|----------------|--------------|-----------|
| あねとすホームケア診療所 | 深谷市人見一九七五 | 医療法人好文会 | 居宅療養管理指導 | 平成二十年十月二日 |
| 医療法人啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 | 所沢市北野三一一一一六 | 医療法人 啓仁会 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年八月一日 |
| 愛ほーむ | 川口市中青木三一四一一一 | 有限会社ホソノ | 介護予防短期入所療養介護 | 平成二十年八月五日 |
| ケアリンク北園 | 川口市在家町二六八コーポ北園 | 有限会社高齢者生活支援研究所 | 居宅介護支援 | 平成二十年十月一日 |
| にこつと介護サービス | 春日部市新宿新田三三二四〇タンケンビル二〇一 | 合同会社ニコット | 訪問介護 | 平成二十年十月一日 |
| | | | 介護予防訪問介護 | |

| | | | | |
|---|--|---|--------------------------------------|---|
| ケアステーション クローバー | 久喜市栗原三―八―一 | 株式会社F―style | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 十月 三日 |
| 株式会社トーカー八潮営業所 | 八潮市八潮一―一三―五 | 株式会社トーカー | 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 | 平成二十年 十月 一日 |
| 介護センターけやき <small>医療法人会 護老保健施設 沢ノイルの丘 短期入所生活介護事業所</small> | 所沢市三ヶ島五―一二六二―一 所沢市北野三―一―一六 所沢市中新井一―八六四―一 | 株式会社マルナカ 医療法人 啓仁会 株式会社M A L E R A | 介護予防訪問介護 介護予防短期入所生活介護 通所介護 | 平成二十年 六月 一日 平成二十年 十月 三日 平成二十年 九月 一日 |
| あおぞらネット所沢 クローバーデイサービス狭山 | 所沢市中富一七八―五インスリウム所沢一〇二 狭山市北入曾二八―一―二 | 有限会社あおぞらネット 株式会社インターネットインフィニティー | 居宅介護支援 通所介護 | 平成二十年 十月 一日 平成二十年 九月 一日 |
| さつき介護 | 入間市上藤沢一八―二 | さつき介護株式会社 | 介護予防通所介護 訪問介護 | 平成二十年 十月 一日 |
| 山崎整骨院居宅介護支援事業所 介護ステーションながはま | 北埼玉郡騎西町根古屋六四二―一〇 児玉郡上里町長浜九九―一―一 | 有限会社山崎整骨院 有限会社セキグチ | 居宅介護支援 訪問介護 | 平成二十年 九月二十二日 平成二十年 十月 七日 |
| ほのぼのの館 | 本庄市児玉町児玉二四四六―一 | 株式会社亀山社 | 介護予防訪問介護 通所介護 | 平成二十年 九月 五日 |
| 北本地域福祉事業所あったかい | 北本市朝日二―一六三―二柳井ビル二F | 企業組合労協センター事業団 | 介護予防通所介護 福祉用具貸与 | 平成二十年 十月 六日 |
| グループホーム誠明 | 草加市谷塚町四二―一〇 | 有限会社大黒 | 特定介護予防福祉用具販売 認知症対応型共同生活介護 | 平成二十年 十月 一日 |
| グループホーム明日葉 | 東松山市高坂一〇九―一―一 | 有限会社NOBLE | 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成二十年 九月二十四日 |

埼玉県告示第千四百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十年十月三十一日
埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | サービスの種類 |
|-------------------------|-----------|-------------------------------------|------------------------------|--|
| 黒沢薬局北鴻巣店 | 名称 | 黒沢薬局長崎屋店 | 黒沢薬局北鴻巣店 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問看護 |
| 訪問看護ステーションふじみ野 | 所在地 | ふじみ野市ふじみ野一―七―一 | ふじみ野市上福岡三―三―七 | 介護予防訪問看護 居宅介護支援 |
| あおい居宅介護支援事業所 | 所在地 名称 | 南埼玉郡白岡町瓜田ヶ谷九六二―三 おおしま指定居宅介護支援事業所 | 蓮田市根金一六九八―一 あおい居宅介護支援事業所 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 |
| パナソニックエイジフリー介護チェーン蓮田・白岡 | 名称 | 松下電工エイジフリー介護チェーン蓮田・白岡 | パナソニックエイジフリー介護チェーン蓮田・白岡 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 |
| あおいヘルパーステーション | 所在地 名称 | 南埼玉郡白岡町瓜田ヶ谷九六二―三 おおしま指定訪問介護事業所 | 蓮田市根金一六九八―一 あおいヘルパーステーション | 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| 訪問介護事業所 ファミリーユ | 所在地 | 鶴ヶ島市太田ヶ谷九八六―五 | 鶴ヶ島市松ヶ丘二―二―セジュール金子一〇三 | 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| 居宅介護支援事業所 ファミリーユ | 所在地 | 鶴ヶ島市太田ヶ谷九八六―五 | 鶴ヶ島市松ヶ丘二―二―セジュール金子一〇三 | 居宅介護支援 |
| 介護センターみぶな | 所在地 | 児玉郡上里町藤木戸五〇六―三 アルペジオ上里東一―D | 児玉郡上里町七本木二二五―一 | 訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 |
| 福祉用具たいよう | 所在地 | 北足立郡伊奈町大針二九九―三 | 蓮田市関山一―一―二 | 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------|-----------------------------|--|
| あじさい訪問看護ステーション 松下電工エイジフリー介護チェーン城北 | 所在地 新座市北野二一七―一四 | 新座市北野一―一三―二〇二 戸田市笹目六一―二六 | 訪問看護 介護予防訪問看護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |
|--------------------------------------|--------------------|-----------------------------|--|

埼玉県告示第四百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十年十月三十一日
埼玉県知事 上田 清司

| 名 称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|--------------|--|--------------|
| 医療法人東明会 原田病院 | 入間市豊岡一―一三―一三 | 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 介護予防訪問入浴介護 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 | 平成二十年 七月三十一日 |
| 株式会社福祉の街 飯能営業所 | 飯能市川寺三八―五 | 訪問入浴介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 | 平成二十年 九月 三十日 |
| グループホーム 誠明 | 草加市谷塚町四二―一〇 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 福祉用具貸与 | 平成二十年 九月 三十日 |
| 株式会社ふれあい広場 戸田店 | 戸田市本町一―二〇―一〇 | 介護予防福祉用具貸与 | 平成二十年 九月 三十日 |

埼玉県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォリオ籠原SC

深谷市大字東方 三千二百四十六の一 外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口 二箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口 六箇所

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後九時(但し、平日は午前十時、年間二百七十日

| | | | |
|-------------------|----------------------------|--|--------------|
| 松下電工エイジフリーケアメイト埼玉 | 戸田市笹目六―二―一六 | 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 福祉用具貸与 | 平成二十年 八月三十一日 |
| グループホーム明日葉 | 東松山市高坂一〇九―一 | 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 | 平成二十年 八月三十一日 |
| 愛の家デイサービスセンター狭山 | 狭山市北入曾二八―二 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成二十年 八月三十一日 |
| ハッピー久喜・ヘルパーステーション | 久喜市中央二―二―一六 Y A O R I ビル二F | 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十年 九月 三十日 |

は午後十時)

(変更後) 午前九時から午後九時(但し、平日は午前十時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十五分から午後九時十五分(但し、平日は午前九時四

十五分、年間二百七十日は午後十時十五分)

(変更後) 午前八時四十五分から午後九時十五分(但し、平日は午前九時四

十五分)

ハ 変更年月日

駐車場の出入口の数及び位置

平成二十一年四月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間、来客が駐

車場を利用することができる時間帯

平成二十年十月二十二日

二 届出年月日

平成二十年十月二十一日

二 縦覧期間

平成二十年十月三十一日から平成二十一年三月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十月三十一日から平成二十一年三月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百六十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―七五―一―号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

入間郡三芳町大字上富字南止六九六

― 外二二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二八五・七立方メートル

浸透効果量 〇・〇九九立方メートル

ル毎秒

比企郡滑川町月の輪三丁目十六番地

九

五 設立認可の年月日

平成六年三月二十九日

六 変更内容

事務所の所在地を「滑川町月の輪三丁目十六番地九」から、「滑川町大字福田七五〇番地一滑川町役場内」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年十月三十一日

埼玉県告示第千四百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令飯整第二〇〇〇九〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月二十四日第五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字旭台五八番、町道第三三一八号線の一部、第三三九五

号線の一部、第三九三三三号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五一〇番

二

株式会社 ヤマニ
代表取締役 佐野 裕也

埼玉県告示第千四百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年五月二十日

指令杉整第一九〇二六三一号

二 検査済証番号

平成二十年十月二十八日第五十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部一

四八六一一、一四八七、一四八八、一

四八九、一四九〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県野田市花井二四八番地一〇

株式会社 キューアンドピー

代表取締役 田中 由夫

埼玉県告示第千四百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号
平成二十年五月二十日
指令杉整第一九〇二四二二号

二 検査済証番号
平成二十年十月二十八日第五十三号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字下高野字浅間前

三〇六一二、三〇六一三、三三九一五、三四〇一二、三四一三三、三四二一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡宮代町和戸一丁目五番九号

株式会社 アイランド・システム
代表取締役 榎本 和男

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路課境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

| 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|------------------------------------|-----------------|--------------|----------------|
| 新 | 旧 | | | |
| | 北本市二ツ家三丁目二二五番一地先から同市二ツ家三丁目二七番一地先まで | 九・五〇} | 九・六〇 | 地方特定道路(改築)整備工事 |
| | | 九・五〇} | 三十五・六 | |
| | | 十二・七五 | | |

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路課

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

| 路線名 | 供用開始の区域間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|-----------|------------------------------------|-------------|-----------------|
| 鴻巣桶川さいたま線 | 北本市二ツ家三丁目二二五番一地先から同市二ツ家三丁目二七番一地先まで | 平成二十年十月三十一日 | 延長 三十五・六メートル |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成二十年十月三十一日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司
- 一 許可番号
平成二十年三月二十一日
第一九〇一六九〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月二十三日

第二〇〇〇六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字上横田字坂口三五五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字川島一七七―一四 M棟
山岸 哲也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成二十年十月三十一日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司
- 一 許可番号
平成二十年八月五日
第一九〇一六一号

二 検査済証番号

平成二十年十月二十八日

第二〇〇〇四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字吉田字陣屋東八一―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町むさし台三一七―一〇 ポポラーレB 一〇二号室
船戸 烈

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十一日
埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 | 備 考 |
|---------|---|-----------------------|--|
| 蓮田白岡久喜線 | 南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷一六四番二地先から久喜市大字北青柳字深町一〇〇七番地先まで | 平成二十年十月三十一日 (午後二時) | 平成二十年十月二十一日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九四八・一〇メートル |

埼玉県病院事業告示第三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量

- 循環器・呼吸器病センター 全身コンピュータ断層装置(X線CT装置)一式
- (2) 購入案件の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成21年3月19日(木)
- (4) 納入場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告の日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048—822—1748

(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く

(4) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県浦和合同庁舎 第3会議室

平成20年11月10日（月）午前10時00分

(4) 入札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成20年12月10日（水）午前10時30分

開札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成20年12月10日（水）午前10時45分

(5) 郵便（書留郵便に限る）による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成20年12月8日（月）午後5時（必着）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray Computed Tomography 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:30 a.m.10,December, 2008. (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m.8, December, 2008)

(3) Contact Infomation: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

埼玉県病院事業本部第三十一号

MEIOにて購得の医用画像に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一筆競争入札とする。

平成二十二年十月三十一日

埼玉県病院事業本部 部長 堀 隆

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 小児医療センター 全身コンピュータ断層装置 (X線 CT装置) 一式

(2) 購入案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年3月19日(木)

(4) 納入場所 埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告の日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力

団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-822-1748

(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

(ク) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 会議室

平成20年11月10日（月）午前11時00分

(4) 入札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成20年12月10日（水）午前11時30分

開札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成20年12月10日（水）午前11時45分

(5) 郵便（書留郵便に限る）による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray Computed Tomography 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:30 a.m.10, December, 2008. (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m.8, December, 2008)

(3) Contact Infomation: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

埼玉県教委告示第四十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日誌

| | | | |
|------------|------|--------------|--------------------|
| 平成二十年十一月六日 | 午前十時 | 二 場所 | さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 |
| | | 埼玉県教育局教育委員会室 | |
| | | 三 議題 | 新年度の教育関係諸問題について |

埼玉県公安委員会告示第341号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施するので、公示する。

平成20年10月31日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

1 講習の期日

(1) 第1回

講習1日目 平成21年1月15日(木) 午前9時00分から午後5時50分までの間

講習2日目 平成21年1月16日(金) 午前9時00分から午後5時50分までの間

修了考査 平成21年1月23日(金) 午前9時30分から午後2時00分までの間

(2) 第2回

講習1日目 平成21年2月2日(月) 午前9時00分から午後5時50分までの間

講習2日目 平成21年2月3日(火) 午前9時00分から午後5時50分までの間

修了考査 平成21年2月10日(火) 午前9時30分から午後2時00分までの間

2 講習の場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1600番地

埼玉県県民活動総合センター

セミナーホール

3 受講者予定数

第1回150人、第2回150人(各回とも申込受付順)

4 講習の概要

(1) 放置車両の確認に関する技能及び知識について1日7時間の講習を2日間行う。

(2) 修了考査は正誤式50問で、合格基準は正答率90パーセントである。

(3) 講習課程を修了(修了考査に合格)した者には、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 申込方法

次により、申込みの予約を行った後に本申込みを行うこと。

(1) 申込みの予約

ア 予約方法

郵便事業株式会社製往復はがきに必要事項を記載し、郵送すること。

イ 予約受付期間

平成20年11月1日(土)から11月7日(金)までの間(期間内消印有効)

ウ あて先

F362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター

エ 往信はがきの記載事項

裏に講習名「駐車監視員資格者講習」、希望する講習の回(第1希望及び第2希望)、住所、氏名及び電話番号を記載すること。
なお、第2希望がない場合は、第2希望の記載を要しない。

オ 復信はがきの記載事項

表に住所及び氏名を記載し、裏は記載しないこと。

カ 予約受付の通知

予約が受け付けられた旨又は受け付けられなかった旨を復信はがきで通知する。

(予約受付期間中であっても申込受付順であることから予定人員になり次第締め切るものとする。)

(2) 本申込み

ア 本申込受付期間

平成20年11月17日(月)から11月28日(金)まで(11月22日(土)、11月23日(日)及び11月24日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)

イ 本申込受付場所

埼玉県内の各警察署交通課窓口

ク 必要書類等

次の書類等を、原則として受講者本人が持参し、窓口にて提出すること。

(ア) 予約受付の通知はがき

(イ) 駐車監視員資格者講習申込書(埼玉県内の各警察署交通課窓口で配布)

(ウ) 本申込み日前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm・横2.4cmの写真1枚(裏に氏名及び撮影年月日を記載)

(エ) 駐車監視員資格者講習手数料19,000円(埼玉県証紙を講習手数料等納付書にちよう付して納入)

(オ) 印鑑

6 注意事項

駐車監視員資格者証の交付を受けるには、駐車監視員資格者講習課程を修了(修了考査に合格)し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた上で、駐車監視員資格者証の交付を申請する手続(手数料9,900円)が必要となるが、欠格事由(法第51条の13第1項第2号)に該当していれば、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

なお、欠格事由については、法を確認するか駐車監視員資格者講習申込書の裏面を参照すること。

7 照会先

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター
電話 048(772)5420(直通)

埼玉県選挙告示第百二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成20年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名

自由民主党松伏支部 山崎正義 石川忠夫

(二) その他の政治団体

平成二十年十月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

主たる事務所の所在地

北葛飾郡松伏町築比地七四七

届出年月日

平成二十年九月二十九日

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|--------|----------|------------------------|-------------|
| 入間の未来を考える市民会議 | 山田修一 | 宇田川宜三 | 入間市久保稲荷四一〇一〇 | 平成二十年九月十日 |
| 内田けんじ後援会 | 内田健次 | 真野英夫 | 飯能市原市場六五四四 | 平成二十年九月二十二日 |
| 大宮薬業政治連盟 | 野口大吉 | 天沼政廣 | さいたま市北区東大成一四一一二 | 平成二十年九月十八日 |
| おのづか勝俊後援会 | 芦川房則 | 小野塚松枝 | 所沢市日吉町八一〇 モトビル三F | 平成二十年九月十六日 |
| 川合よしあき後援会 | 川合善明 | 倉内一郎 | 川越市松郷一〇九四一五 | 平成二十年九月五日 |
| 熊谷近未来懇話会 | 石川智 | 石川智 | 熊谷市楊井八六一 | 平成二十年九月十六日 |
| 小林とよ子を育てる会 | 木村謙一 | 小林正直 | 越谷市大沢四一五一 ファミールハイツ一一二〇 | 平成二十年九月十七日 |
| 埼玉県麻生太郎後援会 | 佐久間実 | 宮崎栄治郎 | 春日部市大畑二六一 | 平成二十年九月四日 |
| 埼玉政策研究会 | 藤井健志 | 藤澤慎也 | さいたま市浦和区仲町三二二一一一〇三 | 平成二十年九月二十五日 |
| しおや和雄を育てる会 | 塩屋和雄 | 柴崎泰子 | 入間市久保稲荷四一〇一〇 | 平成二十年九月二十六日 |
| 市民の手で新しい入間市をつくる会 | 曾雌正一 | 柴田睦子 | 入間市仏子六〇三一 一七号棟二〇四 | 平成二十年九月十一日 |
| しらおか地域再成会議 | 関根頌二 | 大高馨 | 南埼玉郡白岡町高岩二二五一三 | 平成二十年九月十日 |
| 白岡のくらしを考える会 | 飯島生穂 | 吉田善勝 | 南埼玉郡白岡町千駄野一一一四 | 平成二十年九月十九日 |
| 永井さとるを支援する会 | 関博 | 小山継幸 | 戸田市下前二一八一一九 | 平成二十年九月十九日 |
| 滑川町山口泰明後援会 | 小澤利男 | 森田泰雄 | 比企郡滑川町羽尾四四〇三一二 | 平成二十年九月八日 |
| 飯能の福祉を守る会 | 山本昇平 | 松本滋 | 飯能市川寺三三五 ガーデンコート四〇四 | 平成二十年九月二十六日 |
| 本橋けんぞう後援会 | 椎名清 | 大口照夫 | 戸田市新曾南一一〇一一 | 平成二十年九月二十二日 |

埼玉県選管告示第二百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、

平成二十年十月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

次の政治団体から異動の届出があった。
(平成20年9月1日〜9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------|-------|---------------------|------------|
| 自由民主党東松山支部 | 森田光一 | 東松山市箭弓町二二三八 Mビル二〇三号 | 平成二十年九月十七日 |
| | 森 宗太郎 | 東松山市本町二一五一一 | 同 右 |

(二) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 届出年月日 |
|-----------|-------|-------------|
| 川合よしあき後援会 | 長谷川健一 | 平成二十年九月二十四日 |
| 北葛飾農協政治連盟 | 岡田貢 | 平成二十年九月二十二日 |

小島すぐる町民連合会 主たる事務所の所在地

滝沢茂夫 野原王直 平成二十年九月十九日

彩の国を拓く浦和市民の会 主たる事務所の所在地

さいたま市浦和区高砂三一一一 さいたま市高砂三一九一四 平成二十年九月三日

しおや和雄後援会 代表者

日建県庁前ビル2F 齊藤俊明 宇田川宜三 平成二十年九月十日

しぶや実後援会 代表者

天沼清一郎 内海敏雄 平成二十年九月二十四日

島田ちやこ後援会 代表者

本戸歳知 山根隆治 平成二十年九月十六日

手島ひでみ後援会 代表者

根岸稔治 都木克倫 平成二十年九月十日

努力をすれば報われる社会を実現する会 代表者

市田才助 原田信次 平成二十年九月十七日

日本理学療法士連盟埼玉県支部 主たる事務所の所在地

保泉思郎 原田信次 同

勇政会 主たる事務所の所在地

秩父郡東秩父村坂本一〇二二 児玉郡美里町下児玉一二二五一一 同

大生病院リハビリテーション科内

狭山市水野六〇〇 上尾市柏座一〇一〇 平成二十年九月二十九日

さいたま市見沼区風渡野四三〇一六一三F

さいたま市堀崎町七九九一〇三 平成二十年九月二日

埼玉県選管告示第百二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、同条第二項の適用団体である別記一の政治団体から解散した旨の届出があった。

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。 平成二十年十月三十一日

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成20年9月1日)〜9月30日受理分。記載順序は五十音順。

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

小林とよ子を育てる会

平成二十年九月十七日

平成二十年九月十七日

市民の手で新しい人間市をつくる会

平成二十年七月三十一日

平成二十年九月十一日

本橋健造後援会

平成二十年九月二十二日

平成二十年九月二十二日

別記二

政治団体の名称 小林とよ子を育てる会

本年収入額

0円

報告年月日 平成20年9月17日

(2) 支出総額

0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(1) 収入総額

前年繰越額

0円

前年繰越額

本年収入額

0円

| | | | | |
|------------|----|------------|------------|----|
| (2) 支出総額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 0円 | 0円 |
| (平成20年分) | | イ 本年収入額 | 0円 | 0円 |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 | 0円 |
| (1) 収入総額 | 0円 | 政治団体の名称 | 本橋健造後援会 | |
| ア 前年繰越額 | 0円 | 報告年月日 | 平成20年9月22日 | |
| イ 本年収入額 | 0円 | (平成18年分) | | |
| (2) 支出総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | | |

政治団体の名称 市民の手で新しい入間市をつくる会
報告年月日 平成20年9月11日

| | | | | | |
|------------|----|------------|----|------------|----|
| (平成18年分) | | (平成19年分) | | (平成20年分) | |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| (1) 収入総額 | 0円 | (1) 収入総額 | 0円 | (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 0円 |
| イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| (平成19年分) | | (平成20年分) | | | |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 | | |
| (1) 収入総額 | 0円 | (1) 収入総額 | 0円 | | |
| ア 前年繰越額 | 0円 | ア 前年繰越額 | 0円 | | |
| イ 本年収入額 | 0円 | イ 本年収入額 | 0円 | | |
| (2) 支出総額 | 0円 | (2) 支出総額 | 0円 | | |
| (平成20年分) | | | | | |
| 1 収入・支出の総額 | 0円 | | | | |
| (1) 収入総額 | 0円 | | | | |

埼玉県選挙告示第百二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成20年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

平成二十年十月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 届出年月日

石川 智 熊谷市議会議員 熊谷近未来懇話会 熊谷市楊井八六一 平成二十年九月十六日

内田 健次 飯能市議会議員 内田けんじ後援会 飯能市原市場六五四―四 平成二十年九月二十二日

川合 善明 川越市長 川合よしあき後援会 川越市松郷一〇九四―五 平成二十年九月五日

塩屋 和雄 入間市長 しょや和雄を育てる会 入間市久保稲荷四―一〇―一〇 平成二十年九月二十六日

埼玉県選管告示第二百二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成20年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

清水 勇人 埼玉県議会議員 勇政会 主たる事務所の所在地 さいたま市見沼区風渡野 さいたま市堀崎町 平成二十年九月二日

四三〇―六一―三F 七九九―二一―一〇三

森岡 洋一郎 衆議院小選挙区選出議員 人財交友会 公職の種類 衆議院小選挙区選出議員 埼玉県議会議員 平成二十年九月二十四日

埼玉県選管告示第二百二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成20年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 指定取消年月日 届出年月日

川合 善明 川越市長 川合よしあき後援会 平成二十年九月二十二日 平成二十年九月二十四日

埼玉県労働委員会告示第五号

当委員会は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づき、平成二十年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四

年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

| 氏名 | 現職 | 経歴 | 備考 |
|-------|-------------------------|-----------------------------|-----------|
| 長島佑享 | 弁護士 | 埼玉弁護士会会長 | 労働委員(委員会) |
| 作山泰彦 | | 埼玉県議会議務局長 | 同 |
| 馬橋隆紀 | 弁護士 | 埼玉弁護士会会長 | 同 |
| 古川陽二 | 大東文化大学法学部教授 | 大東文化大学法学部長 | 同 |
| 伊藤一枝 | 弁護士 | 埼玉県国民健康保険審査会委員 | 同 |
| 小石治男 | 埼玉県労働組合連合会副議長 | 日本自治体労働組合総連合埼玉県本部副執行委員長 | 労働委員(委員会) |
| 那珂通敏 | JAM北関東執行委員長 | ゼクセル労働組合執行委員長 | 同 |
| 竹花康雄 | 日本労働組合総連合会埼玉県連合会事務局長 | 全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会事務局長 | 同 |
| 中澤範夫 | 情報産業労働組合連合会埼玉県協議会議長 | NTT労働組合北関東総支部執行委員長 | 同 |
| 小野寺義成 | 本田技研労働組合副中央執行委員長 | 全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会議長 | 同 |
| 野上武利 | 社団法人埼玉県経営者協会専務理事 | 株式会社あさひ銀行綱島支店長 | 労働委員(委員会) |
| 鳥羽山伸夫 | フジノン株式会社嘱託 | フジノン株式会社取締役総務部長 | 同 |
| 三村喜宏 | 株式会社三村工業代表取締役 | 吉見町商工会会長 | 同 |
| 藤間憲一 | 株式会社オキナヤ代表取締役社長 | 熊谷商工会議所副会頭 | 同 |
| 西澤敏雄 | 永井機械铸造株式会社代表取締役 | 川口鑄物工業協同組合理事 | 同 |
| 山本三郎 | 埼玉県労働委員会事務局長 | 埼玉県総合政策部地域政策局長 | 同 |
| 後閑小径 | 埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長 | 埼玉県総合政策部文化振興課長 | 同 |
| 堀口晶子 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹 | 埼玉県総務部県政情報センター主幹 | 同 |
| 千明勉 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹 | 埼玉県産業労働部金融課主幹 | 同 |
| 持田正美 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県保健医療部健康づくり支援課主査 | 同 |
| 八重樫真一 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県総務部人権推進課主査 | 同 |
| 野口尚 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県県土整備部県土整備総務課主査 | 同 |
| 浅見淳二 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査 | 埼玉県議会議務局議事課主査 | 同 |

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十年十月三十一日

埼玉県環境影響評価技術審議会

会長 水 口 俊 典

一 開催日時

平成二十年十一月十四日(金) 午後

三時から午後五時まで

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目

一番四号

埼玉会館七B会議室

三 議題

草加都市計画事業(仮称)三郷イン

ター南部土地区画整理事業に係る環境

影響評価準備書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を

得た上で、会議の会場に入ることができ

る。

傍聴の手続は、先着順で行い、定員

になり次第終了する。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目

十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局

(埼玉県環境部温暖化対策課環境影響

評価担当)

電話〇四八(八三〇)三〇四一

| | |
|--------|--|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表) |
| 印刷所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表) |
| ウェブサイト | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |